

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布に基づくケアプランの届出について

平成30年8月28日 安来市健康福祉部介護保険課長

1、目的

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用

2、届出書類

訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が、厚生労働大臣が定める回数以上となっている居宅サービス計画（訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が記載されているもの）

（回数の対象について）

- ・外部サービス利用型特定施設における訪問介護（生活援助）は、この届出の対象になる回数に含まない。
- ・身体に引き続き生活援助を行った場合（身体・生活で請求）は、この届出の対象となる回数に含まない。

3、届出時期

当該月において作成または変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日まで

4、届出先

安来市健康福祉部介護保険課

5、施行期日

平成30年10月1日

6、その他

届出された居宅サービス計画については、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、多職種協働による検証を行い、必要に応じて是正を促す場合もあります。また、生活援助中心型の訪問介護サービス提供を行っている場合には、その利用が必要な理由の記載の有無を再確認しておかれることをお勧めします。